

# 岐阜県公報

号外(二) 令和三年七月十三日

## 目次

### 規則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

### 教育委員会規則

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則

(教育総務課) 六

## 規則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十六号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条」を「第六条」に改める。

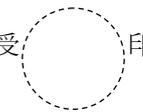
第三条中「第三条」を「第六条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二条、第四条及び第五条の規定により課税免除を受けようとする者は、前項の規定により提出する申請書に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項の表の第一号の上欄又は第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同法第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供した同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄に掲げる設備について、当該地区内に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第八条第四項各号に掲げる事項が記載された同条第一項に規定する市町村計画に記載された振興の対象となる業種その他の事項に適合するものである旨を当該市町村計画を定めた市町村の長が確認した書類を添付しなければならない。

別記様式(付表三を除く。)を次のように改める。

別記様式 (用紙日本産業規格A4) (第2条関係)

(表 面)

受 付  年 月 日 県税事務所長 様		課税番号		
		住所 (所在地)		
		氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)		
		個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号はここから記載		
この申請書について応答 する係氏名		電話 番号		
過疎地域における県税課税免除申請書				
事 業 所 に 事 関 項	事業所名及び所在地			
	業種及び主要製造品目			
	事業年度又は年	年 月 日～ 年 月 日		
	青色申告書提出の有無			
設 備 の 取 得 等 に 関 する 事 項	取得又は製作若しくは 建設の区分			
	事業の用に供した日			
	取得価額の合計額	千円		
	所在市町村の固定資産 税の課税免除の有無			
課 税 と す る 事 項 を 税 額 受 け 等 に よ り	税 目	事業税	不動産取得税 (土地)	不動産取得税 (家屋)
	課 税 年 度			
	税 額	円	円	円
	課 税 状 況	課税・未課税	課税・未課税	課税・未課税
摘 要				

- 備考 1 事業税については付表1又は付表2を、不動産取得税については付表3をこの申請書に添付すること。
- 2 畜産業又は水産業を行う個人の事業税については、「事業所に関する事項」及び「設備の取得等に関する事項」の欄は記入しないで、「摘要」の欄に事業名並びに事業年における延べ労働日数及び自家労力による日数を記入すること。

(裏 面)

設 備 の 取 得 等 に 関 す る 事 項	設 備 の 名 称	取 得 年 月 日	減 価 償 却 開 始 年 月 日	取 得 価 格	特 別 償 却 の 有 無
					千円
	合 計			千円	
摘 要					

付表1(用紙日本産業規格A4) (第2条関係)

従業者数に関する調 (倉庫業、電気供給業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。)又はガス供給業の法人以外の場合)

対象設備等の箇所	事業年度 項目	前事業年度又は年の最終日	年 月 日から 年 月 日まで												計	分割基準適用後の事業年度末日現在の数値	摘要
			月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末			
			① 取得等をした設備に直接従事する従業者数														
② 前記①の取得等をした設備に係る事務職員等(直接従業者以外の従業者)の数																(2)	
③ 取得等をした設備に直接従事する従業者数																(3)	
④ 前記③の取得等をした設備に係る事務職員等(直接従業者以外の従業者)の数																(4)	
⑤ 取得等をした設備に直接従事する従業者数																(5)	
⑥ 前記⑤の取得等をした設備に係る事務職員等(直接従業者以外の従業者)の数																(6)	
本県内の事業所等に 従事する従業者で上記 の欄に掲げる者以外の 数																(a)	
※比率	$\frac{(1)+(3)+(5)}{(a)+(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)}$																
摘要																	

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

付表2(用紙日本産業規格A4) (第2条関係)

従業者数に関する調 (倉庫業、電気供給業 (電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業 (これに準ずるものを含む。)) 又はガス供給業の法人の場合)

項目	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	取得等した設備のうち製造業用、情報サービス業用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額		(イ)
本県内に有する事業所等の固定資産の価額 (主たる事業が電気供給業又はガス供給業の場合には、製造業用、情報サービス業用、農林水産物等販売業用又は旅館業用に係るものに限る。)		(ロ)	(ロ)
※比率		(イ) / (ロ)	(イ) / (ロ)
摘 要			

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 令和三年十二月三十一日（同年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）のうち令和三年十二月三十一日以前に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第四項各号に掲げる事項が記載された同条第一項に規定する市町村計画が定められた市町村の区域にあつては、その定められた日の前日）までに過疎地域内において新設し、又は増設した所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備に係る課税免除の申請については、改正後の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）（第三条第二項の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

教育委員会規則

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年七月十三日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第六号

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則を廃止する規則

職員の服務の宣誓に関する条例施行規則（昭和二十六年岐阜県教育委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年七月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社